

## 脱炭素・事業継続力強化に関する取組の一体的支援事業委託業務

### 公募型プロポーザル実施要領

#### 1. 業務の目的

近年、激甚化する自然災害により、事業者のエネルギー確保と事業継続力強化が重要な課題となっています。同時にカーボンニュートラルの潮流の中で、中小企業にも省エネ等脱炭素に関する取組が求められています。本来、脱炭素に関する取組と事業継続力強化に関する取組は親和性が高いが、実際は、個別に取り組まれていることが多く、それぞれ費用、知識、実務経験等の課題があり、取組が進んでいない状況である。

そこで、商工会又は商工会議所（以下「商工団体」という。）から推薦のあった事業者が実施する脱炭素に関する取組及び事業継続力強化に関する取組を一体的に支援することで、モデルとなる取組を創出する。また、本支援に商工団体を同行させる等商工団体の一体的支援能力の向上を図り、和歌山県内の脱炭素に関する取組及び事業継続力強化に関する取組を促進する。

本業務は、脱炭素及び事業継続力強化に関する専門的な知識や経験が必要であり、かつ、適切な支援を実施できる運営体制が必要であるため、公募型プロポーザルにより事業者を選定する。

#### 2. 概要

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 業務名   | 脱炭素・事業継続力強化に関する取組の一体的支援事業委託業務     |
| (2) 業務内容  | 別添仕様書のとおり                         |
| (3) 契約期間  | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |
| (4) 見積限度額 | 金 15,345,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）    |
| (5) 契約書   | 委託先として特定した事業者に対して別途作成             |

#### 3. スケジュール

令和 8 年 3 月 2 日(月)	事前説明会
事前説明会終了後～3 月 5 日(木)	本公募型プロポーザルに関する質問受付
令和 8 年 3 月 10 日(火)	質問回答
令和 8 年 3 月 11 日(水)	辞退届提出期限
令和 8 年 3 月 3 日(火)～3 月 18 日(水)	企画提案書の受付
令和 8 年 3 月 23 日(月)	審査会

※審査結果は、審査後、書面により速やかに参加者全員に通知します。

#### 4. 参加資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てをしていない者又は申

立てをなされていない者であること。

- (4) 和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、県が課する全ての税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (7) 和歌山県が行う入札に関する資格停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。
- (9) 本公募型プロポーザルの事前説明会に参加する者であること。

## 5. 事前説明会

- (1) 日時 令和8年3月2日（月）午後2時00分から午後2時30分まで
- (2) 方法 オンライン（Microsoft Teamsを使用）
- (3) 内容 仕様書の説明等
- (4) 参加申込  
事前説明会参加申込書（様式1）を令和8年2月26日（木）午後5時00分までに、10の提出先にメールにより提出してください。  
なお、事前説明会に参加するためのURLについては、事前説明会参加申込書に記載の担当者あてにメールで送付します。

## 6. 質問・回答

- (1) 質問方法  
質問書（様式2）を10の提出先にメールにより提出すること。
- (2) 受付期間  
事前説明会終了後から令和8年3月5日（木）午後5時00分まで
- (3) 回答  
質問に対する回答については、質問者に令和8年3月10日（火）までにメールで送付するとともに、和歌山県ホームページに掲載することとし、当該回答により、本要領等を追加又は修正したものとする。

## 7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
  - ア 企画提案書（様式任意） 6部  
別添仕様書に従い、フルカラーA4判（A3判をA4判に折り込むことも可）で企画提案書を作成すること。  
なお、1業者1提案とする。
  - イ 提案者の概要が分かるもの（会社案内、本業務に類似する実績等） 6部

ウ 経費見積書（様式任意、押印不要） 6部

見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とし、2(4)の見積限度額を超えないこと。

エ 委任状（様式3） 1部

提案事業者が本社でない場合は、提出すること。

オ その他の書類 各1部

本公司型プロポーザルに採用された提案事業者は、採用後速やかに次の書類を提出すること。

なお、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者は、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しを提出することで、次の書類の提出を省略することができる。

(ア) 使用印鑑届（様式4）

発行後3か月以内の印鑑証明書を添付すること。

(イ) 以下のうちいずれかの書類

・法人：登記事項証明書

・任意団体（法人格のない団体）：団体規約又は定款・役員名簿・事業活動報告書

・個人：住民票

(ウ) 和歌山県税の全項目に未納がないことを確認できる証明書（発行後3か月以内）

和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所を有する者は、提出すること。

(エ) 消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる証明書（発行後3か月以内）

(2) 提出方法

10の提出先に持参又は郵送で提出してください。

(3) 提出期間

令和8年3月3日（火）午前9時から令和8年3月18日（木）午後5時00分まで必着（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで）

## 8. 審査

(1) 審査方法

企画提案書及び25分程度のプレゼンテーション（質疑応答を含む。）により審査を行います。

審査は、和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員（以下「委員」という。）が行います。

(2) 日時・方法（予定）

ア 日時 令和8年3月23日（月）午前10時00分から午前12時00分まで

※プレゼンテーションの時間は別途通知します。

イ 方法 オンライン（Microsoft Teams）

※参加URLは別途通知します。

(3) 契約候補者の選定

ア 審査の結果、最高評価点の提案者を契約候補者として選定する。

なお、同点の場合は、委員で協議の上、契約候補者を選定する。

- イ 提案者が1者の場合においても審査する。
- ウ 契約候補者と和歌山県が協議し、本業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。  
なお、契約条件等が合致しない場合は、次点提案事業者を契約候補者に選定する。

#### (4) 審査結果

採用・不採用に関わらず、書面により通知します。

### 9. その他留意事項

- (1) 一度提出した書類は返却しない。
- (2) 本公募型プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 選定された事業者の企画提案書に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）、その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録をする権利等）は、和歌山県に帰属する。
- (4) 選定されなかった事業者の企画提案書に係る著作権その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録をする権利等）は、当該事業者に帰属する。
- (5) 提出書類について、第三者の著作権、商標権等に関する問題が生じた場合、全て参加者の責任とする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、全て参加者の責任とする。
- (7) 提案者に次の行為があった場合は、企画提案の審査対象から外れるものとする。
  - ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
  - イ 他の提案者と提案内容又はその意思について相談を行うこと。
  - ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して、提案内容を意図的に開示すること。
  - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
  - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- (8) 事前説明会参加後に、本公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和8年3月11日(水)午後5時00分までに10の提出先に辞退届（様式5）をメールにより提出すること。
- (9) 本公募型プロポーザルは、和歌山県議会令和8年2月定例会において、令和8年度予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をする場合がある。
- (10) 選定された企画提案については、事業効果を高めるため、和歌山県と提案者が協議の上、一部変更する場合がある。

### 10. 各関係書類の提出先（問合せ先）

和歌山県 商工労働部 商工労働政策局 商工振興課

担当：商工支援班 山本

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL：073-441-2740 FAX：073-422-1529

Mail：yamamoto\_y0098@pref.wakayama.lg.jp